

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日: 令和 6年 3月 19日

公表: 令和 6年 3月 日

事業所名 ブロッサムジュニア久喜中央教室

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制 整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		集団指導室での集団療育や自由遊び、遊戯室での運動等を行う際、安全な動きが取れるよう、それぞれの部屋を設置しスペースを確保している。個別療育を行う際は3ヶ所ある個別教室を十分に活用し、利用者の成長に合わせた療育支援がスムーズに行えるようにしている。また、利用者増加を踏まえ、部屋どうしの音の干渉を防ぐために個別指導室以外の壁上部空間を塞ぐ工事を行った。	整理整頓と丁寧な清掃を心掛け、常に利用者が安全、衛生的な環境で楽しく過ごせる状態を継続させていく。
	2 職員の配置数は適切である	○		作業療法士、保育士、理学療法士、心理士等の専門性を持った職員に加え強度行動障害支援者の配置し、利用者の発達に必要な多様な支援体制と保護者様のご要望に沿った支援体制・職員配置を行っている。また、1対1の個別療育を必要に応じて実施している	前月の20日までに翌月の利用者のスケジュールを確定させ、同時に月単位・週単位で、それぞれの利用者療育プログラムに合わせた職員配置をおこない、引き続き職員朝会、支援ミーティング等で、当日の支援に当たる職員数が適切に確保できているか確認していく。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		各教室や手洗い場、トイレ等の各部屋の設置場所、導線を工夫し、登所から降所までスムーズな教室利用ができるように、見取り図、各室表示、ロッカー類表示、季節感を感じられるもの、避難経路等安全確保に関わるもの、その日の流れ等の可視化や見えるをおこなっている。また、廊下と部屋の床面をフラットにする、ロッカーや下駄箱の角面にコーナーガードの設置、階段の手すり設置を行っている。各部屋の利用状況用確認のためのカメラの設置、天井から空間を取った各室の壁の様式等、有事の際の情報伝達が手早く確実に取れるようにしている。	利用者の安全面を十分に配慮し、明るく衛生的で楽しみのある空間作りで配慮している。また、場所、物の位置、動線、使い方、危険の度合い等を示す掲示物については利用者目線に立った見やすさに加え、興味関心をもって注視できるように配慮し掲示する。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		各室の利用について、利用者それぞれの療育プログラムに基づく使用内容を明確にして、可視化により理解を促しており、利用者は取り進む場所と内容の理解をした上で、安心して活動に取り組んでいる。施設の清掃、整理整頓、消毒等は確実にを行い、エアコンや空気清浄機による空調管理、適切な照明配置等、安全・衛生的で使いやすい空間としている。	引き続き、安全と衛生面を重点におき、可視化した室内表示等は分かりやすく、安心して過ごしやすい空間作りを継続させる。
業務 改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		業務全般にPDCAサイクルの観点を取り入れ、より良い取り組みと結果につながるよう進めている。特に療育支援に関わるPDCAサイクルについては職員全体が定期的に外部研修等を受けながら、日々の業務推進に役立てている。	今後も業務を進める当たっては、常に、目標設定、進捗管理、評価、振り返りを重ね、PDCAのサイクルによる業務管理を職員皆が身に付け業務を進めていく。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者様向け評価表によるご意向で、改善すべき点があれば、問題点を真摯に捉え、問題点を洗い出し、職員間での共有化とそれに対する改善策を講じている。また、日々の送迎時、面談時でも保護者様のご意向を的確に把握することを常に意識し、業務改善・推進に繋げている。	保護者様からの率直なご意向を様々な場面で承れるように、サービス提供記録出のやり取りや機会あるごとの保護者様との接点においての当方へのご意向を常に把握し業務改善・推進につなげていく。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		事業所の自己評価については昨年度末にホームページや会報等で公開している。なお、本年1月に独自のホームページを立ち上げ、本事業所の療育に関する専門性や多様性をご理解いただけるような構成とし、それを踏まえた自己評価内容を掲載することとしている。	今後も事業所としての適切な自己評価を行い、改善対応が必要な事項については、具体的な改善策を講じ、良好な事項についてはより向上推進させ、ホームページや会報を通じて公開し、よりよい事業所運営に務めていく。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	事業運営の推進と一層の改善が進むよう、療育に関わりがあり、専門性の高い知見者、医療や公的機関に所属されている方を選定させていただき打診を始めている。	利用者の安心をより高め、外部からの信頼を向上させる意味でも、第三者による外部評価の検討を継続していく。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		療育支援のスキル向上と安定した業務運営のスキル全般の向上を目的に、年間の研修計画を立て、療育スキルや発達支援に関わる知識を得るための自立支援協議会、基幹支援センター等の外部研修や本部SV研修、内部事例研修、心理職員による職員間のコミュニケーション向上を目指した研修、また、業務運営に携わる上で重要となる事項について本部SV研修、専門業者によるオンライン研修プログラム等の外部研修を計画に沿って行っている。	先事項に加え、キャリアパスに応じた研修等に参加出来るようにしている。また、研修で知識や情報については職員間での共有化と業務実践出来る体制作りを継続推進している。

適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、利用者発達支援計画を作成している	○	障害児相談支援事業所等作成のサービス利用計画内容と当事業所でのアセスメント内容で支援の必要となる事項を整理し見立て、保護者様のご要望を踏まえた上で課題整理を行い、個別の支援計画を作成している。	原則、職員全体で、ご利用者の情報と5領域の総合的支援項目を踏まえた個別支援計画の原案を元に協議共有化し、当該利用者の療育支援がご利用者の成長に繋がる、より望ましい個別支援計画となるよう協議し計画を立てていく。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○	標準化されたアセスメントシートを使い、利用者の発達過程や発達に関する課題の有無、種別や程度、の理解に努めている。	標準化されたアセスメントツールの使用を継続させると共に、アセスメントの流れやツール内容とその各項目等について、より使用しやすく、支援のプログラム内容が構築させやすい内容への見直しと共有化を継続させていく。	
	12	利用者発達支援計画には、利用者発達支援ガイドラインの「利用者発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定される	○	利用者の求めるニーズと発達支援の観点から見たニーズや保護者のニーズに応じた事項を基本として、家族支援や幼稚園、保育園等などの他施設との連携を取り入れ、ガイドラインに即した、支援内容を設定している。	今後も、利用者一人ひとりの発達段階や特性に応じた具体的な支援内容の計画と家族支援や幼稚園、保育園、他施設との連携を踏まえた支援を継続させていく。	
	13	利用者発達支援計画に沿った支援が行われている	○	上記12の項目の通り、ガイドラインに即して、個別支援計画の原案を作成し、担当者会議を経て個別支援計画の本案とし、計画内容を保護者様にご了解いただいた上で、計画内容に即した療育支援を実行している。	原則6ヶ月を目安としての見直しを進めているが、利用者の成長に対して目標が伴わない場合があるため、支援計画の推移と沿って進んでいるかを直接支援の職員としっかりとコンセンサス得て早期の見直しを加え、個別支援計画作成から実施までの流れを遅滞なくすため、療育支援活動が円滑に進むようにしていく。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○	個別支援計画に基づき、個々の状況に応じた療育内容のリストアップを行い、専門的な観点、保護者様のご要望等を踏まえ、活動内容を決定している。また、支援活動の進捗状況等を具体的な内容で記録を残し共有化して次回の支援に繋がるようにしている。	継続してチームとして計画的に活動プログラムの「立案、共有化、実行、検証、検証を踏まえた実行」の流れを踏まえ、常にブラッシュアップしていく姿勢で取り組んでいく。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○	利用者の多様性が多彩な成長へと繋がるように、個別療育と集団療育の個々必要性のバランスを考えながら、専門的な知識を加え、様々なパターンや継続性を想定して活動プログラムを作っている。特に季節に関わる活動や行事等を適宜取り入れ工夫している。	これまでの活動内容の良好な点や反省点を洗い出し、加えて活動レパートリーを増すことも念頭におき、より良い活動となるよう、計画的にチームで案を出し合い、実施内容を共有化実行することを継続させる。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせさせて利用者発達支援計画を作成している	○	利用者の特質や特性、発達課題、興味関心、生活環境や状況、利用日の頻度、保護者様からのご要望等を確認し将来を見立てて、個別療育と集団療育の個々必要性のバランスを考えながら、支援計画を作成している。	今後も個別支援計画作成までの流れを遅滞なく進め、総合的支援の5領域を踏まえた療育支援活動が円滑に進むようにしていく。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○	事前に担当者が週単位で支援日案を作成し、毎日行う「支援ミーティング」にて、当日の支援内容、支援時間、待機時間、新たな共有事項等の確認に欠かさずに行っている。	今後も継続し、当日の業務全般がスムーズに運べるように「支援ミーティング」を運営していく。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点を共有している	○	療育支援システムのケア記録、サービス提供記録の記載事項を元に、支援終了後、支援の状況や必要な確認事項や次回支援に必要な情報を共有化し、支援全般に関わることはHUGの業務日報と対応ポイントは別途一覧に取りまとめ、翌日の「支援ミーティング」での確認事項としている。	継続性のある支援と利用者の成長度合いをポイントにケア記録の内容を具体的な表現で記入、内容を共有し、支援内容の平準化に結びつけ、その後の支援内容に繋がる工夫をしている。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○	療育支援システムのケア記録に支援のテーマ、教材、取り組んだ内容とその進捗等を具体的に記入し、次回の支援対応や内容に繋がるようにしている。	今後も、具体的で明確な記録を残し、支援の平準化と継続的な支援に繋がるようにしていく。	
	20	定期的なモニタリングを行い、利用者発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○	最低6ヶ月以内での個別支援計画の見直しことを基本に、当該利用者の短期、長期目標の達成状況や発達段階を見ながら、家族支援や他施設との連携を踏まえて、モニタリングを行い、必要な個別支援計画の見直しを行っている。	日々の支援進捗状況を見ながら、適宜制のあるモニタリングを継続させる。	
	関係機	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○	管理者兼利用者発達管理責任者が参画している。	今後は管理者兼利用者発達支援管理責任者と常勤職員のリーダー担当者も参画することを継続させる。
		22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○	久喜市自立支援協議会、久喜市基幹相談支援センター、こども未来課等との連携し、関係ご家庭の状況に応じた情報の共有を行い、支援活動に反映させている。	今後はレスパイトケア、ペアレントトレーニング等の取り組む際の考え方に繋がるように関係機関との関係性をより強く継続させていきたい。
		23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている		※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価	※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
		24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価	※重心・医療ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
		25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	より適切な療育支援を行うために幼稚園等の生活状況や発達の遅れに関わる配慮事項を中心に、情報共有と相互理解を行う場面を設定している。	これまでよりも情報共有の機会を増やし相互理解を深め、その後の定期的な情報交換視察視野に入れて療育支援の充実を進める。

関 や 保 護 者 と の 連 携	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	○	新たに入学する学校の担任先生、学童の担当者等には親御さんのご了解を経て、これまでの支援内容等の共有化と相互理解を進めている。	これまでよりも情報共有の機会を増やし相互理解を深め、その後の定期的な情報交換視野に入れて療育支援の充実を進める。
	27	他の利用者発達支援センターや利用者発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	○	久喜市基幹相談支援センターや相談支援事業所のお力やお借りしながら、利根療育支援センターや他の療育事業所からの助言や情報をいただいている。	利用者の療育支援の内容をより充実向上させるために、関係機関が主催する研修やご助言をいただける場等には積極的に参加することを継続させていく。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	○	今年度は未実施。	インクルージョンの観点からも、交流が深められるよう、実施計画立て、積極的な実施を目指す。
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	○	久喜市自立支援協議会子ども部会が主催する、情報共有・意見交換会、教育と福祉の連携研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修に複数名参加し、事業所内の伝達研修を経て研修内容を事業所職員と共有化し、その後の療育支援に生かしている。	引き続き自立支援協議会等の会議、研修には積極的に参加し、地域に根差した療育支援活動が継続向上するように進めていく。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	○	送迎時や保護者専用Webページを通して、日頃からその様子について話せる機会を作り、保護者様のお考えやご家庭での利用者の状況などを踏まえ、発達に関する状況や新たな課題などについて共通理解することが出来ている。	共通理解に加え、利用者の能力の伸長度合いや新たな課題等を踏まえ、保護者に向けた適宜制と定期的なフィードバックを交え、より良い対応を進めていく。
保 護 者 へ の 説 明 責 任 等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○	○	利用者の保護者様に対して、令和5年5月～、月1～2回のペースでシリーズ化してペアレント・トレーニングに取り組んでいる。2クール実施し、15家族の方が参加していただいた。	令和6年度5月より、土曜日に教室外の会場を設け3クール目のペアレント・トレーニングを実施する。その後も継続する予定。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	○	契約時に書面にて、丁寧に説明し、疑問点や不明点についてもご質問いただけるような体制で進めている。	今後もこれまでの説明体制を継続していく。
	33	利用者発達支援ガイドラインの「利用者発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「利用者発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から利用者発達支援計画の同意を得ている	○	○	支援計画の項目として、総合的な支援方針、目標とその達成期間、これからの生活を豊かに過ごせるようになるための課題、支援の具体的な内容、また、支援を提供する上での留意点を記載してある旨説明し、指導員や保育士、また、専門性のある職員からの支援体制を進めることをお伝えして、同意を得ている。	今後もこれまでの説明体制を継続していく。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	○	利用者の支援状況やご家族の状況を十分に踏まえ、定期的なお電話、送迎時での投げかけや聞き取り、また、一定時間が必要な場合は事業所内相談支援を行っている。	今後もこれまでの体制継続させ、ご利用者の安心に繋がる相談体制と助言対応を常にすすめていく。また、定期的な事業所内相談支援実施の計画を実行していく。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	○	昨年まで新型コロナウイルス感染予防等のために、密となる会は自粛してきたが、収束状況に合わせ実施した夏と秋に外部施設利用プログラムを実施し、保護者同志の交流場を設定することができた。また、2月には令和6年度の事業所体制や日々の療育の取組、保護者同士の懇親会をプログラム内容とした保護者会を実施した。	今後も現対応を維持し、より良好な保護者関係の構築し、より良い療育活動に寄与する取り組みをしていく。
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	○	相談や申し入れの際には、常に傾聴する体制を持ち、改善修正すべき点は速やかに対応し必要な周知を行っている。	常に利用者側の目線を持ち、迅速な、また、必要に応じて定期的な対応を継続させる。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	○	療育支援システムの活動記録機能を使って、月ごとの集団療育プログラムの照会や重要な事項の案内、行事ごとの案内を行うと同時に、月刊の利用者向け通信、また、1月にはオリジナルのホームページを立ち上げ、ブログでは利用者の取り組みを定期的に取り扱い、発信している。	今後も、これまでの発信媒体を継続させ、事業所の取り組み内容のご理解を深めていただけるよう取り組んでいく。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	○	個人情報については利用者保護者と個人情報使用同意書を取り交わし、取り扱う個人情報について限定し、個人情報保護法の基、事業全体が守秘義務を厳守して対応している。なお、個人情報に関わる書面等は鍵付きの書庫で保管している。	今後も現体制を継続していく。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	○	利用者の視覚優位、聴覚優位、また、過敏等それぞれの発達特性に合わせて、目線の高さやアイコンタクト留意しながら、身体プロンプトや可視化、声の音量、目線の誘導等利用者の特性に合った配慮を行っている。	職員は常に利用者の特性理解に務め、研鑽を重ね、伝わりやすい意思疎通の仕方やコミュニケーション方法を身に付けて実践していく。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	○	新型コロナウイルス感染予防等を踏まえ、今年度は未実施であるが、地元のご利用者保護者、商業施設、関係団体からの協力も得ながら懇親会等の実施を模索、計画している。	計画をもとに実施する方向で進めていく。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	防災、防犯、感染症対応マニュアルについては策定し、職員への周知徹底、委員会の結成、研修実施等を行っている。業務継続計画(BCP)の策定が完了しており、有事の際にはその計画にしたがって、より計画的な業務遂行が継続できるようにしている。	引き続き、有事の際に、教室の実態に即した対応ができればよい見直し改定等を行い運用していく。その内容は職員に十分な周知を行い、職員が有事の際に活用できることを徹底するために、定期的訓練を実施する。加えて改定等行った内容は利用者保護者に周知する。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	災害有事を想定し、避難訓練を集団療育のプログラムに組み入れ、月1回実施している。また、市の消防署のご協力いただき、火災を想定し消防車養成の通報訓練を行った。	今後も利用者との避難訓練を月1回実施していく。また、職員だけの避難訓練については年間2回、年度初めと9月に実施し、有事の際に備える。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	利用利用者へのアセスメント、契約時のメディカルチェック等で本人状況を確認し、重篤な状況へと繋がるケースが考えられる場合は、発達検査や診断書等の写しをいただき、服薬、発症対応等を職員全体で共有化したうえで、適切に対応できるようにしている。	メディカル面については、利用者の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には新たな状態となった場合は必ずお知らせいただくように投げかけている。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	利用利用者へのアセスメント、契約時のメディカルチェック等で本人状況を確認し、重篤な状況へと繋がるケースが考えられる場合は、発達検査や診断書等の写しをいただき、職員全体で共有化したうえで、対応出来るようにしている。	利用者の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には定期的に確認をしながら、新たな状態となった場合は必ずお知らせいただくように投げかけている。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	利用者様が安心・安全を得て、療育を受けらるための重要な観点と捉え、職員が気づいたり体感した内容は書式に残し、定期的な確認と共有化を行っている。	引き続き、事案が発生した場合は速やかに記録に残し未然防止と共有化に務める。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	どのような状況下においても、利用者への虐待はあり得てはならないものとして捉え、本部SVによる研修を継続し、委員会形式で取り組み、定期的な研修、振り返り等を実施し防止に務めている。	今後も継続して研修を重ね、風通しの良い職場作りに務め、虐待防止に繋げていく。
47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、利用者発達支援計画に記載している	○	身体拘束を事故防止・対策として安易に正当化することなく、措置として必要な場合は組織的に決定し保護者様に十分な説明をした上でご同意いただき、個別支援計画必ず記入することとしている。また、本部SVによる研修を継続し、委員会形式で取り組み、定期的な研修、振り返り等を実施し、安易対応とならぬよう防止に務めている。	現在、身体拘束が必要な該当利用者は利用しておらず。今後療育支援における安全対策等として、身体拘束が必要となる場合は、左記の手順にて個別支援計画に記載し対応していく。	